

民間資金等活用事業推進委員会
第36回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第36回計画部会
議事次第

令和6年5月10日（金）15：30～17：30
中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室（オンライン併用）

1 開会

2 議事

- （1）PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）（案）について
- （2）各種ガイドライン等の改正（案）について

3 閉会

<配布資料>

- 資料1-1 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）（案）
の概要
- 資料1-2 アクションプラン（令和6年改定版）（案）
- 資料1-3 アクションプラン（令和6年改定版）（案）見え消し版
- 資料2-1 各種ガイドライン等改正案の概要
- 資料2-2 プロセスガイドライン新旧対照表（案）
- 資料2-3 契約ガイドライン新旧対照表（案）
- 資料2-4 契約の基本的考え方新旧対照表（案）
- 資料2-5 標準契約新旧対照表（案）
- 参考資料1 計画部会構成員名簿
- 参考資料2 PFI の推進体制

○大塚参事官 定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第36回計画部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めます、PFI推進室参事官の大塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、構成員12名のうち全ての委員及び専門委員の皆様にご出席をいただいております。民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数である過半数に達しておりますので、この部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

配付資料の確認をさせていただきます。資料につきましては1-1～1-3、そして、資料2-1～2-5まで、そして、参考資料として1と2がございます。これらを配付しており、また、オンライン参加の皆様につきましては、事前にメールにて送付させていただいております。不足等がございましたら事務局までお声がけいただければと思います。

なお、資料1-1、1-2、1-3につきましては、現在策定途中のものでございますため、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条及び第6条に基づきまして委員及び専門委員のみへの配付、そして、今回の運営上、映写もなしということで進めさせていただきたいと思っております。ホームページ上でもこれらの資料につきましては非公表とさせていただきますので、今、お手元に資料がございます皆様方におかれましては、これらの資料の取扱いにつきましては十分に御注意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今回は対面参加とウェブ参加を併用してございます。会議室での参加の皆様もオンラインで参加の皆様も、発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、オンライン会議システム上、マイクが2名以上オンという状況になっている場合は発言できないような仕組みになっているということですので、特にオンラインで御発言される後にはマイクをオフにさせていただきますよう、お願いしたいと思っております。

なお、今回もマスコミの皆様に対しても全ての時間帯で公開で傍聴いただけるようにしてございます。傍聴されている方々からの御意見・御質問につきましては、会議終了後、事務局宛てに御連絡をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以後の議事につきましては、山口部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○山口部会長 部会長を仰せつかっております青山学院大学の山口です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に先立ち、資料1-1、1-2、1-3の取扱いについては、今ほど事務局から御説明いただいたとおりとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速本日の議事に入ります。

議事（1）及び議事（2）について、事務局から御説明をいただいた後、まとめて御意

見・御質問等をいただきます。それでは、議事（１）、議事（２）について、まとめて事務局から御説明をお願いいたします。

○原企画官 私、PFI推進室企画官の原と申します。議事１につきまして御説明さしあげたいと思います。まず、資料１－１を御覧ください。議事１のPPP/PFI推進アクションプラン令和６年改定版案の概要について、この資料で御説明させていただきます。

１ ページ目、まずはPPP/PFI推進アクションプランの進捗状況の報告でございます。PPP/PFI推進アクションプランに定める令和４年度から13年度までの10年間の事業規模、目標30兆円に対する令和４年度、これは１年目ですが、その実績は3.9兆円、重点分野の事業件数10年ターゲットに対する令和５年度、これは２年目になりますけれども、それまでの実績は全体で24%と着実に進捗している状況でございます。こちらは下に社会情勢の各グラフを入れておりますけれども、これらから分かるとおり、近年、生産年齢人口の減少、インフラの老朽化などの社会的課題が一層顕在化しております。

今後の取組方針といたしましては、30年間続いたコストカット経済から脱却し、新たな成長型経済に移行する中、こうした社会的課題を解決し、成長型経済を牽引する手段としてPPP/PFIをさらに積極的に推進することを考えております。

続きまして、２ページ目、令和６年改定の主要事項案を示しております。前回の計画部会でお示しいたしました４つの主要事項の柱について、いただいた御意見や内部での検討等を踏まえ、修正しております。

左側ですけれども、具体的な主要事項の１点目は分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進でございます。そこから右側に移りまして、２点目は民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進でございます。左下に寄りまして、３点目はPPP/PFIの活用領域の拡大等をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。右側に移りまして、４点目としてPPP/PFIによる地方創生の推進を進めてまいりたいと考えております。これら４つの主要事項につきまして、次ページ以降順次御説明いたします。

３ ページ目、まずは主要事項１点目の分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進についてでございます。PPP/PFIで考慮すべき視点として、例えば一層の財政削減や職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上、こちらにつきましては資料中心部に円グラフがありますけれども、特に最近では技術系職員の確保が十分でない市町村が多くあるところでございます。こういった行政の視点に加え、民間視点でもそもそも担い手である地元の民間事業者をどのように維持していくのかという問題もありますので、事業者が利益確保できる事業を形成し、民間参入を促進する等の視点も必要と考えております。

それを実現するための施策の方向性として、それぞれ類似施設・共通業務の統合、自治体間の連携、ビジネス領域規模の拡大などが必要であり、そのような方向性を実現するためのPPP/PFIの形態として分野横断型、あるいは広域型が当てはまり、こうした事業をより積極的に進めることを考えているところでございます。

資料真ん中の右側の円グラフのとおり、これまでのPFIにおきましても分野横断型や広

域型の案件が一定数はございますけれども、まだまだ少ない状況であるのが実情でございます。そのため、今後、分野横断型・広域型のPPP/PFIを推進していくため、先行事例の横展開を図っていきたいと考えており、いただいた御示唆も踏まえ、先行事例の調査研究を行い、分野横断型・広域型PPP/PFIのメリット、課題、対応策を整理し、本年中に手引きとして取りまとめ、地方公共団体等向けに発信し、効果的に推進していくことを考えているところでございます。

手引きの具体的な内容につきましては、資料下部の矢印の右側に書かせていただいているとおり、シナジーのある分野/事業の例示、複数分野/事業統合時の民間による創意工夫の例示などをイメージしているところでございます。

続きまして、4ページ、2点目の民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進についてでございます。新たな成長型経済への移行が進む中、民間企業が適正な利益を得られる環境を構築するための取組を実施してまいります。

適正な価格の算出の推進につきましては、PFI事業における物価変動の影響に対応するため、今年度のPFI推進会議においてPFIのガイドライン改正を予定しております。

ガイドライン改正の詳細は議事2のほうで御説明いたしますけれども、簡単に申し上げますと、サービス対価に物価変動が適切に反映されるよう、改正概要におきましては、サービス対価の改定の基準となる物価指数について例示を削除した上で、市場価格への感応度が高く、対象業務・費目と連動した指数を採用すべきといったことを明記するほか、できる限り予定価格の算出日の後ろ倒し、こちらはこのページの真ん中にイメージ図を載せておりますけれども、このイメージ図におきましては、左側の水色の○を可能な限り右側へというのが予定価格の算出日の後ろ倒し、あとサービス対価改定の基準日の前倒し、こちらはイメージ図におきまして右側の水色の○が可能な限り左側へ、そういったものが可能となるように考え方を示したいと考えているところでございます。

費用減少以外のメリットの適切な評価につきましては、地域経済・社会への貢献など、民間企業が創出する多様な効果の評価手法を検討してまいります。

性能発注等の推進につきましては、民間の創意工夫により工事費等の削減に寄与できる性能発注や収益事業の実施により、利益の創出に寄与できる民間による提案を積極的に推進してまいります。

最後に、BOT税制の延長等につきましては、現在いわゆるBOT方式のPFI事業について、事業期間中は民間事業者が所有権を保有しており固定資産税等がかかることから、これらの地方税の課税標準を2分の1に減免する特例を設けております。この特例が今年度終了することから、その延長等について要望していくこととございます。

続きまして、5ページ目、3点目のPPP/PFIの活用領域の拡大等でございます。具体的には左上に書かせていただいたように自衛隊施設の再配置・集約化等の整備に当たり、特に設計・施工を効率的・効果的に実施する手法として、PFIやECI等の最適な民間活用手法を検討し、それぞれの事業に適用する防衛省版PPPを推進すること。

右上に移りまして、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む自治体を積極的に支援すること。

左下に移りまして、これまで進めてきた流域治水に加え、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化を推進し、流域で治水のみならず、カーボンニュートラルの推進等にも官民連携で取り組むこと。

最後に右下のとおり、多死社会の到来を見据えた火葬場の整備・運営についてPPP/PFIを活用すること。そして、これらに加え、国立公園やアリーナ設備をさらに推進すること。

以上のような活用領域の拡大を考えております。

続きまして、6ページ、アクションプランの重点分野における5年件数目標と事業件数10年ターゲットの内訳でございます。今回の改定におきましては、5ページで御説明した自衛隊施設を今回重点分野として新規に位置づけることとしております。具体的な数字として5年件数目標を20件、事業件数10年ターゲットを50件としております。これらを追加する予定にしております。

7ページ目、最後に4点目のPPP/PFIによる地方創生の推進についてです。地域経済・社会により多くのメリットをもたらすとともに、地域の課題やニーズに応じたサービスの提供が行われるよう、地域におけるPPP/PFIを推進することが重要と考えています。

地域における空き家・遊休不動産を官民連携で積極的に活用するスモールコンセッションなどの地域経済・社会に多くのメリットをもたらすローカルPFIについて、地方公共団体に普及促進を図っていきます。

左側の絵にあるとおり、スモールコンセッションの推進として、本年夏頃をめぐり、仮称でございますけれども、スモールコンセッション推進会議を設立すること等により、スモールコンセッションの普及啓発・案件形成を図ってまいります。

また、右側にありますとおり、地域プラットフォームの効果的な運用に関する伴走支援の強化などの支援を行っていくことで、地域プラットフォームを通じた継続的・安定的な官民対話を促進し、具体の案件形成につなげていきます。

議事1の説明は以上となります。

引き続き議事2の説明に移らせていただきます。説明者は替わりますが御容赦いただければと思います。

○松川補佐 参事官補佐をしております松川と申します。資料2-1を御覧ください。議事2の各種ガイドライン等の改正について説明申し上げます。

先ほど資料1-1を用いて説明があったとおり、民間企業が適正な利益を得られる環境の構築の一環として、主に物価変動の適切な対応に関してガイドライン等の改正を考えております。本部会及びPFI推進委員会での御審議を経て、今年度のPFI推進会議で決定をしたいと考えております。

具体的な改正内容としましては、1ポツの物価変動への対応の①の予定価格の適切な設定について、こちらも先ほど説明があったとおり、予定価格の算出日をできる限り後ろ倒

しして物価変動を的確に反映していただくよう、公共工事関係の通知と同じ書きぶりで市場における最新の実勢価格を適切に反映させることが必要である旨を記載いたします。

次に、②のサービス単価改定の基準となる物価指数について、まず、現行の物価指数の例示は経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得るため削除しています。前回の本部会では、物価指数の例示を修正した上で、それらの特性とともにお示しする方向だと申し上げたのですけれども、改めて検討した結果、例えば現行提示している実質賃金指数は物価上昇が賃金上昇を上回ると下がるものであり、デフレ下はともかく昨今においては物価変動を測るための指数として適切とはいえず、その他の指数についても統計手法の変更等により性質が変わり得ることから、柔軟な改定がしづらいガイドラインからは削除したいと考えた次第です。

一方で、例示がないと検討しづらいとの自治体の声もございますので、物価指数の例示や特性に関して自治体向けの講演資料等によりお示したいと考えており、今般、この例示を削除した趣旨と併せてしっかり種自治体等に周知したいと考えております。

その上で、ガイドラインでは物価指数の例示に代わって、財・サービスの価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要であること、具体的には市場価格に対する感応度が高く、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用すること、また、あらかじめそういった指数の案を明示した上で、事業者との協議により決定することが望ましい旨を記載します。

続いて、③のサービス単価改定の基準については、こちらも先ほど説明のあったとおり、契約締結日より前の入札公告日等に前倒しすることにより、物価変動をよりの確に反映できると考えられる旨を記載します。

物価変動についての最後、④の既存契約の変更につきましては、事業者からの協議の申し出に適切に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要という1月に発出した通知の内容を記載します。加えて、そういった契約変更について、管理者等に不利となる契約変更は認められないという考え方もあるものの、当初の官民のリスク分担や物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該事業を継続するほうが新たに事業者を選び直すよりも有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられる、そういった旨を併せて記載します。

最後に、2ポツの災害への対応につきましては、昨年このプロセスガイドラインの改正で、PFI事業の対象施設は公共性が高いものであるため、災害時の被災者の受け入れ等に活用できることをあらかじめ示しておくことが望ましいといった旨を記載しましたが、さらに、BCPの根幹となるような管理者等と事業者との役割分担や情報連絡体制についても、募集の際にあらかじめ示しておくことが望ましい旨を追記したいと考えております。

なお、前回の本部会で説明した分野横断型・広域型の推進に向けたSPC等の企業形態の在り方につきましては、まだ検討の熟度が不十分であることから今般の改正には盛り込んでおらず、引き続き検討を進めてまいります。

事務局からの説明は以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、議事（１）、議事（２）について、御意見・御質問等がある方は挙手、もしくは挙手ボタンをお願いいたします。なお、議事（１）につきましては、アクションプラン改定の方針に係る内容ですので、ぜひ委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。それではいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋専門委員 高橋でございます。御説明ありがとうございます。３点ほど、このアクションプランの関係でコメントをさしあげたいと思います。アクションプラン改定版の見え消し版のほうで見てコメントをさしあげたいと思っております。

１点目が、行政職員の減少もそうなのですが、いろいろなインフラの案件を見ると、人の確保、現場の民間事業者のほうの人材確保、特に若い人を取りたくても、みんな忌避して来ないみたいな、今現在、日本の産業は全部人の取り合いになってしまっているところがあるので、そういう人たちにとって魅力ある職場としてのインフラを支える企業がないと、結局、行政職員が増えるだけでは解決しない部分があるということが課題として年々深まっているのではないかなという実感を持っております。

そういう意味で言いますと、アクションプランの見消し版の４ページで、まさに民間事業者のある意味で適正利益というところで、まず、そこに対する配慮もあるのかなと思いつつ、例えば４ページの冒頭のところで、併せて費用減少以外のメリットを適切な評価といたした辺りで、要は地域の零細ではなくて、もっといい職場としての企業というものを、例えば地元の企業たちをまとめたりとかして、より強い企業になってもらって地域のインフラを支えるみたいなことを私たちはやりますというような提案などを求めて、実際の現場まで含めた担い手の産業育成をするというような発想で評価するというポイントがあってもいいのではないのかと思いました。

そういう意味でいくと、見え消し版の例えば14ページ、ローカルPFIの推進の①のところで、地域経済への貢献とか地域企業の参画の有無というところです。ここにもう一歩進んで、地域企業がただ参画するというよりは、より強靱な、あるいは魅力ある企業に脱皮するというか、成長するというものも含めて配慮したり、あるいはそれを評価するみたいな仕組みを少し考えていただくことも、今後、実際に案件をやっていくにしても、やる人がいないとなると困るので、必要なのではないかと思いました。

その辺りの問題意識、９ページの⑩で地域の建設業者や地方公共団体における技術者不足等の課題という、地域の建設業者と若干さらっとした書き方になっていると思っておりますので、建設業者に限らないと思うのですが、地域の担い手となる企業というところの課題というところもありますというところの問題意識がもうちょっと強く出て、そこに対する何かしらの言及があるのも重要なのではないかと思いました。これが１点目でございます。

2点目は、ウォーターPPPに関連してなのですが、一つはアクションプランの見え消し版の6ページの具体的取組、ウォーターPPPの推進の③というところで、ほかのところにも書いてありますけれども、分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成というのを積極的に支援する。これはすごくいいことだと思っているのですが、どうなるのかなと思ったのが、ウォーターPPPは今後10年で100件という話があって、率直に申し上げて、100件やろうと思うと、連携を一生懸命探っていると進まないみたいなことが起こりそうだなと、そうすると、どちらかというと単位自治体でやってくほうが早い早いだろう、自分の中で、特定の自治体の中で完結するので、100件やっていくうちに、実は単位自治体で10年間の契約がどんどん固まっていってしまって、全然違う業種が入っていくと、今度はむしろ広域化のハードルが上がってしまうかもしれないというところがあります。

逆に言うと、ウォーターPPPの案件数を増やして実例を増やしていくのもすごく大事なので、全てを追いかけてしまうのは難しいと思うのですが、ウォーターPPPの検討に当たって、将来的に広域化をしていく、まずは単位自治体ウォーターPPPをやっていくけれども、将来的に広域化していくことを考えた場合に、どんなことを配慮しておくべきなのかとか、例えば終了何年前からどんなことをやっていくべきだとか、そういうようなことを導火線としてというか、やってしまったから、かえって広域型ができなくなりましたとにならないように、そういう配慮を、10年という期間はそんなに長すぎる期間ではないと思っているので、10年やっていくうちに慣れていく人たちが出てきて、スケールメリットを民間側から求めてやっていくというようなこともあるのかなと思うので、その辺がちぐはぐにならないようにというところの配慮が重要ななと思いました。

同様に、下水道は今、国交省さんですけども、工業用水道が経産省さんで、集落排水は農水省さんなので、いろいろなガイドラインとかそういうものをつくっていくときにちぐはぐにならないように、どこかでうまく横串を入れて足並みがそろるようにしていただくことがすごく重要ななと思います。根拠法は違うものの、プラントがあって管路があって、それをネットワークで維持していくみたいな機能というのは、上水でも工水でも下水でも変わらないので、本質的に持つ問題は一緒かなと思う部分だけ、ちぐはぐになってしまうと、うまくかみ合わないみたいなことが起こるのはいけないので、省庁間でそこがずれないようにというところは、うまく内閣府に働きかけていただく必要があるのかなと思います。以上が2つ目です。

3つ目で、広域化に向けた支援の見え消し版の12ページ、vi. 広域化・集約化等に向けた支援等の①で書いていただいた制度的課題の把握及び解決方策の検討というところ、ここに書く書かないというよりは、この中で制度的課題や解決策として御検討いただく必要があるのではないかと。解決まではいかないかもしれませんが、一遍に広域化して事業化して出すというのもなかなか難しいだろう。そうすると、ある地域でやって横に広がっていくというケースでやった場合に、前回も申し上げましたが、政府調達規制の関係でゼロから競争し直しとなっていくと、横展開していく民間企業のほうが障害をすごく強く

感じてしまって将来に広がりがあると信じられませんか、そうすると、1件目からすごくやりにくいという話があります。

先々自分たちがいい仕事さえすれば、横に広がっていくことに対してもある程度アドバンテージが認められるというようなことがあれば、自分たちは広域化をするから、まず1点目としてこれをやろうと言ってもらえるのではないかなという誘因として有効ではないかと思います。政府調達規制だと、全部同じ平等な競争条件で、完全に公平に比べなさいと言われてしまうと、なかなか民間さんとして先々の展開が見えないという、取組にくい世界になってしまうところの制度的課題があるのか、あるいはあるならどう克服するのか、あるいは課題としてどう認識すべきなのかというところは必要なのではないかと。

もう一つは、同じ制度的課題なのですが、広域化・集約化をすると、特に広域化すると、関係する自治体の顔ぶれがどんどん増えていくので、当然のことながら、人数が増えると意見が合わないことが増えるのです。そうすると、どこかでスタックしてしまうことが起こる可能性が数学的に上がっていくことがあります。

どのようにそこを調整していくのかというところが重要で、割と自治体は自分たちで有識者会議を立ち上げてしまうことがあるのですが、それをやると、完全に自治体側の代理人みたいになってしまって、納得感が低いということがあるので、民間も各自治体もそれぞれの有識者みたいなものを立てた第三者機関みたいなものをつくって、その人たちがうまく仲裁するような仕組みを幾つかのPFIの案件などでは入れていることもあったりします。そういう仕組みなどを使っていくというのが、特に広域化していく場合には重要ではないかと思っています。

そこまで細かいことをこのアクションプランに書く話ではないとは思っていますけれども、制度的課題、あるいは解決策の検討のポイントとして御留意いただく必要があるのではないかと思いましたので、ここで述べさせていただきました。

以上3点でございます。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田専門委員 吉田でございます。御説明ありがとうございます。1点質問と3点意見ということで述べさせていただきたいと思えます。

質問につきましては、資料1-1の最初のところで、アクションプラン事業規模目標の30兆円について、令和5年度の実績で3.9兆円、令和5年度までの実績は全体で24%ということで、着実に進捗しているということなのですが、これはどういった分野、もしくは事業が寄与しているのか。逆にどういう分野は現状で遅れているのか教えていただければと思います。

意見について見え消し版の資料1-2のほうで言いますと、例えば4ページに民間事業者の創意工夫の最大化、適正利益が確保される環境構築といったところがありますけれども、この部分については、今後、公共側でいろいろな案件をリードして、案件を創出し

ていくといったことに加えて、公共と民間が共創して案件を創出していくことも重要になってくるのではないかと考えています。

ですので、早い段階から地域の課題を民間と公共で共有する、ここまではプラットフォームなどを通じて行っていくと思うのですが、今後はそれを題材に官民で案件を共に創っていく姿勢も必要になってくるのではないかと思います。特に小規模自治体はなかなか対象になる案件がないという話もあり、プラットフォーム等を活用して進めていくといったことも重要ではないかなと思います。よって、仮に修正するというのであれば、その地域の課題と活用可能な資源を共有して共創して発案することも有効と考えられるみたいな形で記載していく案もあるのかなと思います。

2つ目としまして、地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進ということで17ページになります。地域プラットフォームについて今回いろいろ追記していただいていると思いますが、地域プラットフォームの機能として、できれば相談機能があるといいなと前々から思っています。これは産官学金の部分を活用していくということ、それから、PPP/PFIの専門家派遣制度といったものも補完していくということで賄えるのではないかなと思っています。

これを踏まえると、ここの部分の例として、最後の段落にありますけれども、地域プラットフォームを効果的に運営し、気軽に相談しながら継続的・安定的に官民対話を行って、具体的な案件形成につなげるためみたいな形で、気軽に相談して、初めてでも進められるというようなニュアンスがあってもいいのかなと思いました。

次に3つ目、資料1-1の4ページの図が一番分かりやすいので、こちらで見ていただければと思います。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益が得られる環境の構築と推進のところ、予定価格をどう設定するかという話でございます。今ここに記載しているものについて、予定価格が導入可能性調査の時点で算出されることが多いと、確かにこれまではその傾向であったということだと思います。ここは我々も業務をする中でなるべくそのようにしているのですが、特定事業の選定のときに価格が算出され、それを使われるということが一番望ましい。

多分、PFI導入を決めるのに数字が必要で、1回それで数字が表に出てしまうと、なかなか修正ができないというようなジレンマがあって、こういう状況にあると思います。その点について、あえて導入可能性調査で出した数字というよりは、それを見直して特定事業の選定のときに数字を積み上げる、PSCを積み上げるということを留意事項として書いていただけないのではないかと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤専門委員 高橋先生の意見と重複するのですが、具体例を申します。これまでのPFIでは空港の数や金額が多かったわけですが、最近あまり進んでいないということで、現状

を申します。

まず、旅客はコロナ前と同じような水準に戻ってきて、ようやく機運として各自治体が検討を再開しているというのが現状でございます。そのとき、これはPFIの成果といってもよいのですが、民営化空港の旅客数や便数の戻りが早かったため、しかも、その成果を航空局が自治体などと共有してくださったこともあり、機運が高まっているわけでございます。

大きな理由は空港人材を早く集めたことにあります。高橋先生が先ほどおっしゃったみたいに、今まで資本に注意があったものの、他空港はグラハンと保安検査の人員不足が実は一番の理由で、インバウンド旅客の8割を運ぶ外国エアラインの就航を受けられないのです。自治体が多額のインセンティブを払って外国エアラインを集めていました。空港収入は旅客数と強い正の相関があるものですから、空港の収入も増えます。

今度は空港で働く人が足りないということが分かってきた。それを先ほど地域産業とおっしゃって、私も航空局の委員会では地域産業という言い方をしたのですが、その視点を絶対に入れるべきだと思います。特に空港は立地上、条件の悪いところにありましてシフト勤務もあり、通勤が厳しいのです。補助をする自治体としない自治体の間で優劣ができています。このままでは航空が持続不可能になり、PFIの案件成立にも関わります

具体的に言うと、自治体が援助しない理由として、民間企業がやっている空港にお金を出せない、とになっています。せっかくPFIに対してよい雰囲気になっているところですので、人に対する配慮をどこかに書き込んでいただければと思います。

もう1点、保安検査の件です。こちらも人員不足です。今は法定になっているのですが、役所の中の縦割りが問題でございます。空港の中で空港土木の方が保安を担当しているわけです。一方、グラハンはインバウンド誘致だから観光部局が担当、そして、金を持っているのは観光です。そうすると、保安担当者とは関係ない、となってしまいます。空港では役所間の部署連携、ここにも載っていましたが、地方の自治体では特に必要になってきていると思います。入れていただく場所はお任せいたしますけれども、高橋先生がおっしゃった2点、4ページと、もう一つ地域的視点、私からも同じようなお願いなので、いずれも人に対する配慮を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、これまで3名に御意見・御質問等をいただきましたけれども、事務局から回答いただけるものがあれば、簡潔にお願いいたします。

○原企画官 最初に吉田先生からあった数字の根拠について御説明させていただきます。3.9兆円につきましては、令和4年度の累計ごとに計上しています。類型は4つございまして、1つ目が公共施設等運営事業、2つ目が収益型事業、3つ目が公的不動産利活用事業、最後がその他PPP/PFI事業、サービス購入型PFI等でございます。

類型1につきましては0.3兆円、類型2の収益型事業につきましては1.1兆円、類型3の

公的不動産利活用事業が1.3兆円、その他が1.2兆円ということで、合わせて3.9兆円、類型1が少ない状況で、あとは1兆円ぐらいであるという状況でございます。

もう一つの10年ターゲットの具体化件数の数字につきましては、これは13分野につきまして計上させていただいている数字なのですが、具体的に進捗がいいところにつきましては、スポーツ施設とか大学施設が順調に進んでおります。令和5年度の実績としてまだ数字が上がってきていないのが水道系になっているのが実態でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○松川補佐 順番は前後しますが、同じく吉田委員の予定価格算出のところにつきまして、一度導入可能性調査でつくった数字を特定事業選定時にちゃんと見直すべきというのはおっしゃるとおりでございます。今、ガイドライン自体は公共工事に関する国交省通知と同じ書きぶりとしているのですが、発出予定の通知や講演会資料の中では、そういったこともしっかりと周知していきたいと考えております。

○鈴木企画官 PFI推進室の鈴木と申します。吉田委員から御発言のありました地域プラットフォームの機能の関係でございますが、「気軽に相談できる」というような趣旨も大事だというお話がございました。地域プラットフォームの機能が3つありまして、普及啓発・人材育成、情報発信・官民対話などの機能に関係してくると思いますので、そういったニュアンスの記載も考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○大塚参事官 高橋委員と加藤委員からお話のありました現場での人の確保はすごく重要なお話ですので、今の書きぶりですと少し足りないところがあります。その辺りに配慮して加えていきたいと思っております。

また、高橋委員からお話のありましたウォーターPPPを進めるに当たって、まず、数を増やしていくという話と、それから、広域化をどのようにやっていくか。その辺り、ウォーターPPPはまだ緒に就いたばかりでございますけれども、どのような形で広域化を準備させていくか、特に広域化というのは担い手が少ないという中で、どのような対応できるのかが大変なことだと思いますので、何ができるのかよく考えながらしっかりやっていきたいと思っております。

あと、今日の説明資料の中で言いますと、資料1-1の3ページの分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進の中で今年手引きをつくっていくというようなお話もしました。その中で、御指摘のあったような関係者が多い話がまとまらないのではないかという点について、リーダーシップの取り方といいますか、一例として第三者機関の活用になるとおっしゃっていただきましたけれども、我々としてそのような先進事例とかをしっかりと我々も研究して、広めるべきは広めていくというような格好で対応をさせていただきたいと思っております。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御意見・御質問を賜りたいと思っております。

大橋部会長代理、お願いいたします。

○大橋部会長代理 まず、今回の資料は大変よくまとまっていると思っております、分野横断型、あるいは広域型のPFIを進めていくということは、今の自治体の置かれている現状とか、あるいはインフラの保守管理でも今、群マネなど取り組まれていると思いますが、こうした形で進めていくということもいろいろな部局で行われているところだと思うので、ぜひそういうところを取りまとめる形で、分野横断型・広域型、これはなかなか進めるのが難しい話ではあると思いますが、ぜひ手引書等でしっかり、まずは周知して意識を喚起していただければと思います。そのとき、一つ論点になるのは自治体間の費用負担とかの問題なのかなという感じもするのですけれども、そうしたことも手引書にはしっかり明記していただくのかなという感じがしています。

適正な価格形成についても私は大変重要だと思います。PPP/PFIは、ともすると、コスト効率化の手段として捉えられがちだと思いますが、実はPPP/PFIを通じて成果物の質が上がるのだというところをしっかりと意識として持っていただく、あるいは事業者の方にもコスト効率化というよりも質を上げるような取組なのだという思いを持ってやっていただくのが重要なかなと思ひまして、そういう意味で、適正な価格というのは、効率化の中に質を上げるということもしっかり埋め込んでいただくのが重要なかなと思います。

最後、個別の論点にはなってしまいますが、今回いろいろな分野横断・広域化、そうした中においてカーボンニュートラルもやっていくということで、私はこうした新しい取組はいいと思うのですけれども、恐らく自治体に置かれているもう一つ、カーボンニュートラルに近い取組でサーキュラーエコノミーをどうしていくのか、つまり廃棄物とカリサイクルをどうやっていくのかというのは、一つ大きな論点ではないかと思ひます。

実は広域化ができていない一つの分野かなとも思ひますので、規制改革でもしっかりとやっていただくのは重要なかなと思います。他方で、PPP/PFIの中で広域化を進めながら、日本はサーキュラーエコノミー的にうまくいっているとは言いがたい国だと思うのですけれども、こうしたところをしっかりと取組ながら、広い意味でのカーボンニュートラルをしっかりと進めていく取組を、こうした官民連携の中でやっていくというのは、大きな広域性を訴える意味でも重要かと私は思ひています。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。全体的な方向性については特に大きな反論があるわけではありませぬので、全体的にこれで結構かと思ひますが、幾つか具体的な推進体制みたいなものを含めてお尋ねできればと思ひています。

1つ目が、VFMというのがいわゆるコスト縮減という文脈でずっと語られてきた中で、PPP/PFIで、先ほど大橋委員のコメントにもありましたけれども、クオリティを上げるとか、あるいは私も土木分野ですけれども、技術系職員が不足している自治体というのが、かなり深刻な状況になっているという理解なのです。そのときに、必ずしもコスト縮減だ

けではないというところがポイントなのだろうと思います。PPP/PFIでやるときに、コスト削減以外のメリットの部分を評価するかということについて大きなガイドラインみたいなもの、もしかしたらあるのかもしれませんが、そのような知見の蓄積みたいなものがされているかどうかということ、その辺りをお伺いしたいと思います。といいますのは、実はコストが上がるのに無理やりVFMを出さないといけないというような、その辺のゆがみが生じるようなことになっていないかというのが気がかりでした。

2つ目が、性能発注の推進ということで、逆に言うと、PPP/PFIはそもそも性能発注だったはずなのですが、なかなかそこは技術的に難しいということもよく理解できます。これはすごく大事なことなのですが、この点はどのように具体的なアクションを起こして推進されていこうとしているか、もしかしたら記載があったのかもしれませんが、その点を教えていただければと思います。

3点目は前回も少しコメントしましたが、民に任せれば何とかなるというようなところが若干懸念されるところで、もう少し事前段階で官民のバランスの取れた責任体制、先ほどいろいろな広域化を進めていくと、ステークホルダーが増えてくるということもありました。その辺のアンバランスな責任分担を回避するためにも、何か仕組みがあったほうがいいのではないかとということで、その点についても何かお考えがあれば、お伺いできればと思います。

最後に4点目、これも教えていただきたいことですが、スモールコンセッションということで、ものによってはコンセッションというより民営化したほうが取引費用も安く済むことがあるのではないかと。つまりコンセッションというと、かなり契約のつくり込み、取引費用がかかってきますので、民営化という形で民間にゴーイングコンサーンでやってもらうような形もあると思うのですが、そういうようなことを検討されたことがあるのかどうかということをお教えいただければと思います。

以上4点になります。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 御説明ありがとうございます。

まず、全般的なことの中で、能登半島地震を踏まえまして、特に石川県、富山県ということで広域災害ということが今起きております。それで、円滑な官民連携の推進、あるいは広域化という観点から、どこかに災害復旧とか防災対策というキーワードを入れていただけないかなということで、まず要望でございます。9ページの11に防災対策という言葉が出てきますが、非常時の緊急を要する災害復旧ということに関連してのキーワードをぜひお願いします。

それに関連いたしまして、先ほど大橋部会長代理からもお話がございましたけれども、今、問題になっているのは災害廃棄物です。震災による廃棄物の処理で、例えば富山市の事業者が能登の廃棄物を受け入れているのですが、その事業者と富山市が協力協定

を結んで円滑に処理しようとしているのですが、今、一番問題になっているのは域内処理に時間がかかっているわけで、廃掃法に基づいた域内処理ということで、そこに壁があるので、発災以降、例えば1か月間は国の強いリーダーシップを進めていくというようなことで、このPPP/PFIの議論とは少し離れてしまうかもしれませんが、そういったようなことも含めて盛り込んでいただければということが第1点でございます。

あと、先ほど大西委員からもお話がございましたけれども、4ページに費用減少以外のメリットの適切な評価を推進すると明記していただきました。また、14ページ、あるいは20ページにおいて、多様な効果の定量的な評価・枠組みの構築を行うと記載していただいた点は、実際に事業を実施する自治体の立場からすると、大変ありがたいと思っております。改めまして感謝の言葉を申し上げます。もしお答えできるようでしたら、多様な効果の定量的な評価・枠組みの構築ということについて、具体的なイメージがあれば、ぜひお聞かせいただければということがお願いとして一つあります。

あと、全般的な話といたしましては、細かい話ですけれども、例えば5ページの終わりから6ページのところで、官民対話を有効に活用した公的不動産における官民連携の推進を図るということで、現在、ここに大学の役割というのも非常に大きくなってきています。例えば本市でも地元大学とまちづくり会社との連携によるいろいろな事業、例えば学生の宿舍を造るとか、活動の拠点をつくるといったようなことも出てきていますので、ここに大学という文言も加えていただければと思います。

あと、デジ田の関係でカーボンニュートラルとか、そういったところの記載の中にDXとかGXの活用という言葉を入れていただければと思っております。

最後に、資料2-1で先ほど御説明がございましたが、ガイドラインから物価指数の例示の削除ということで、ただ、別途提示することを検討とありますのでほっとしておりますが、ぜひこのことについては自治体の立場からもお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、これまで3名の委員の方々から御意見・御質問等を賜りましたけれども、事務局から回答いただけるものについて簡潔にお願いいたします。

○阿部補佐 PFI室の阿部でございます。多様な効果の定量的な評価に関する標準化を検討しております。この内容については本田委員ご出席の、先日の事業推進部会で御説明させていただいているところではございますが、まだ確たるものとしてお示しできるような形にはなっておりません。2年程度の時間をかけてしっかりと検討させていただければと考えているところでございます。アクションプランの中では、まだ前向きな書きぶりにはなっていませんが、しっかりと検討を進めていきたいと考えているところでございます。

もう1点、スモールコンセッションにつきまして、こちらはコンセッション手法に限定したのではなく、指定管理者制度や賃貸借契約に基づくようなスキームも含めた制度と国交省では捉えていると認識しておりますので、場合によっては御指摘いただいたような

民営化というような形態や、他の権限に基づく事業も推進していく予定であると聞いております。

以上でございます。

○大塚参事官 大西委員からいただきました性能発注の推進の仕方、それから、民に任せれば何とかなるといった考え方が広まっていることについてもう少し考えたほうがいいのではないかと、に関するお話についてです。性能発注について言うと、まだまだ性能発注の仕方が浸透していない、これまでPFIやPPPもやったことはない自治体については、そういうノウハウがないというようなことがどうしてもありますので、性能発注についてどのようなものが適切かといったマニュアルみたいなものが過去にも出されており、ホームページを見ていてもあることはあるのですがまだまだ浸透していない実態もありますので、改めてどのように展開していくのかを考えないといけないと思います。

あと、性能発注や民に任せるといった意識の改善につきましては、発注側の公共と受け手である民間との間の対話をしっかりやっていくことによってよくなる。つまり官民対話を徹底していくといったことも一つの解決手段になるところがありますので、そういったようなところを徹底するというところもあるかなと思います。その中で案件形成が進むとともに、官と民の適切なリスク分担も進んでいく部分かなと考えていますので、官民対話もしっかりと推進できればと考えているところでございます。

ほかに、大橋委員におっしゃっていただきましたPPP/PFIを通じてサービスの水準が上がるとか、そういったような意識、サービスの効率化といった場合には行政側の視点だけではなくて、民間事業者によって創意工夫が生まれる余地が拡大する、それから、民間のサービスが提供されることによって生活の質のサービスが上がっていくといったことも、そこにつながるといったようなこともしっかり強調しなくてはいけない。つまり行政側の視点だけではなくて民間事業者、それから、住民の皆さんそれぞれにとってより良いものだ、PPP/PFIをすることによって、より良い環境が生まれていくということは、常に言うておかないといけないところでございます。その辺りは強調していきたいと思います。

あとは本田委員からおっしゃっていただきました大学の役割とか、地域の主体との連携といったところも重要な点でございますので、そういったところもしっかりと反映していきたいと思っております。

私からは以上です。

○松川補佐 本田委員から最後におっしゃっていただいた物価指数の提示に関しましては先ほど申し上げたとおり、自治体向けの講演資料などでお示しできればと考えております。

○山口部会長 よろしいですか。

それでは、引き続き御意見・御質問を賜りたいと思います。

難波委員、お願いいたします。

○難波委員 私からも幾つかあります。

1つ目は質問ですけれども、今回5年件数目標と10年ターゲットのところでは自衛隊施設

が入っていること自体はあれなのですが、その中で対象とする施設、契約形態というところにECI+包括民間委託というのが入っていて、これが具体的に上のPFIとのイメージの違いというのがどんなものなのかなというのがよく分からなかったです。なぜ自衛隊施設だけECIが対象になるみたいな表記に見えるのかなと思っていて、先ほど本田委員からもありましたけれども、災害後の復旧とか復興のときにもECI自体は使えるものだと思うので、あえてここでそれだけを自衛隊の中で特出しした理由がどこにあったのかなというのを教えていただきたいというのが1点目です。

それ以外に関しては、ほかの委員の方々からお話があったところと重複する部分もあるかもしれないのですが、今回の広域化・分野等々というところが新しく入ってくる中で、先ほども地域の産業育成というところとか、人材の確保というところをもう少し出していったらという話が複数の委員からありました。PPP/PFIが長期的な契約であるということが通常のものとは違うというところで、長期的な契約であることを生かして官と民が一体になって地域のインフラ管理とかに取り組める仕組みをつくっていく、地域をマネジメントしていく仕組みをつくっていくというようなところをもう少し記述していただけるといいのかなと思いました。

次に、広域化というところで、最初に高橋委員からお話があったかもしれないですが、個別の自治体任せで広域化はなかなか進まないというのも事実だと思うので、今回のアクションプランとは別の話なのかもしれないですが、国としてよりプロジェクト単位の自治体単位ではなく、もっとプログラム化していくような仕組みをつくっていただけたらいいなというところ、あと、広域化のところ、今回ウォーターPPPの話とかというのももう少し一緒に入れていったらいいのではないかと思います。アクションプランの中で同じような方向性を目指しているにもかかわらず、広域化の話とウォーターPPPの中での広域化の話が別々に書かれているだけになっていて、そういったところは両方書き込んでいったらいいかなと思いました。

資料1-3の見え消し版の27ページ以降だと思うのですが、分野別のところでウォーターPPPの話があって、水道分野の中で、例えば下水道等他分野と書いてあったり、下水道のところ、水道等他分野という書き方があって、ウォーターPPPで一体的に上下水、工業用水も含めていろいろやっつけていこうとしているにもかかわらず、何だかすごく分断されているなど、細かいところですが思いました。

最後ですが、資料の2-1の中で、物価変動等の適切な反映というところに踏み込んでいろいろ書いていただいているのは非常にいいなと思いました。一方で、債務負担の在り方、債務負担行為の設定の在り方とかというところが、今の例えばプロセスガイドラインであったり、契約の基本的考え方とかというところでは、あまり触れられていないです。ここでは予定価格をできるだけ後ろ倒しでと言っているけれども、既に債務負担を設定してしまっていたら、そこに踏み込みたくない自治体は結構いるような気がするので、債務負担行為の設定のタイミングだとか、あるいはそのときに、例えば物価上昇の局面であれば余裕

を持たしておくとかというようなことも書き込まれたらどうかと思いました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

朝日委員、お願いいたします。

○朝日専門委員 全体的に大筋で異論はありません。2つコメントです。

1つ目は、今までもたくさん御指摘があった費用減少以外のメリットの適切な評価というところで、アクションプランの見え消し、あるいは本文のほうの書きぶりの今回の主眼は、民間事業者の適正利益の確保というところで参画意欲であったり、そういったところに少し寄せたというところが変わったところかと思えます。そのときに、費用減少以外のメリットといったときの対象というのか、解像度が少しよく分からないと思いました。

例えばESGだったり、いろいろなところに書いてありますけれども、カーボンニュートラルだとか、あるいはネイチャーポジティブな大きな事業者にとっては、そういうところに関わっているところがメリットになるところもありますし、先ほどからお話があるように、本当に雇用の確保であったり人材育成であったり、そういったところのメリットとなる場合もありますし、もう少しいろいろな規模、あるいはいろいろなタイプの民間事業者がいらっしゃると思うので、しかもいろいろな事業者に来てほしいところがあると思えますので、どういったメリットの評価なのかというところのイメージがもう少し分かるかと思いました。地方公共団体も含めて、市民・住民の社会的価値ということも含めてとなると思えますし、それが企業にとってどうかということもあるかと思えます。

もう一つは、本文のほうの最後のPDCAサイクルのところです。最後のアクションプランのフォローアップの仕方なのですが、ふだんのフォローアップなのでいいとは思いますが、掲げた目標に対してフォローしていきますと、それをフィードバックしていきますというところは全く問題ないのですが、しかも各地方公共団体における取組の目安となるよう、比較可能な形でベンチマークという活用の面も書いていただいているのでいいかと思えます。

一方、こういった目標管理型の評価の場合は、その目標の基になるロジックというか、そういうところが何なのかというところの見直しにつなげていくことになるかと思うのです。そのところがあまり、とりあえず目標を見ていくのだと、しっかり読めない感じがするので、そのところをもう少し丁寧に書いていただいたほうがいいのではないかと。

もう一つ、もう少し事後的な評価、メタ評価のようなものができるのではないかと、もしかしたら、やられているかもしれないのですが、本文の中にも各事業の事後評価を積み重ねて公表してということも言われていますし、事例集に載っているようないろいろなものが積み上がってきていて、それをもう少し定量的に広域化がうまくいっているところはこういった特徴がある、VFMでいくとこういうものがあるとか、そういったメタ評価のようなもの、事後評価のようなものがエビデンスとしてできる環境にあるのではないかと。中にもいろいろと評価を地域プラットフォーム、連携プラットフォームでフィードバック

するようなお話も書いてあるのですけれども、そののところをもう少し、この辺りを出してあげて事後評価をきちんとしていく、次に向かうエビデンスをつくっていくということもやっていたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

宮川委員、お願いします。

○宮川専門委員 御説明ありがとうございました。

この1年間、私どもの銀行の中から見えるPPP/PFIの状況として、私の地域調査部では自治体のRAもやっております、それと別途、ストラクチャーとファイナンスの部門が資金調達のフェーズまで進んだところを見ている形になるのですけれども、特にウォーターPPPに関して自治体からもそうですし、あと、民間事業者もファイナンスのフェーズに進みそのような案件も含めて、かなり皆さん御関心を寄せていただいた1年だったと思っております。

その中で、実際に興味を持っている自治体の現場に伺いますと、委員の先生方は御案内のとおりかと思えますけれども、自治体の側も水道の担当の職員は1人しかいなくて、かつ自治体の側だけではなくて、実際に案件が出てきても長らく現場に出てきてなかったことで、地元の建設業者のほうもそうした知見を持った方がいないといった状況が見えております、そんな中で、今年度改めてこの広域型・分野横断型のPPP/PFIを入れていただいたということは、そうした人材不足のところを広域でやることでカバーするという観点もあります。

あと、最近新しい動きが出てきております。例としてJR西日本さんが自治体のインフラマネジメントを担いますというようなことを大きく打ち出されて、かなり話題になっていますけれども、それ以外のインフラ系の会社さんでも、実はうちもすごくそこに関心があったのにおっしゃっているところもありまして、逆に地域に人もインフラも余っている民間事業者があるという状況と見ております。

そんな中で、資料1-1の3ページに、今後、分野横断型・広域型のものに関して公表するというので、これからつくっていただくと思うのですけれども、恐らく自治体のほうを見てつくられるのかなと想定したのですけれども、かなりここに関心を持っている大手の事業者も多いということ想定した上で、そういった方たちにも向けた手引きになるというなと思ったのが1点です。

もう1点が、細かいのですけれども、契約に関するガイドライン、資料2-3の2ページ目、サービス対価の改定に関する対応というところがございまして、選定事業者から契約変更による申し出があった場合には適切に協議に応じるということと、最後のところ、契約変更して当該選定事業の実施を継続するほうが新たに事業者選定を行うよりも管理者にとって有利と考えられる場合には契約変更が認められるという記載がございまして。実際にこういう事態が出てくるのは少し後になると思うのですけれども、ここで管理者にとって有利というのが経済的な条件に関する考慮だけではなく、ほかにも幾つか考慮すべきこ

とがあるのかといったところについて、何かしら今後例示されるのかといったところをお伺いできればと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまで3名の委員の方々に御意見・御質問等を賜りましたので、回答いただけるものがございましたら、事務局から簡潔に御回答をお願いいたします。

○松川補佐 物価変動の関係で、まず、難波委員からいただいた債務負担行為と予定価格の関係につきまして、まさにおっしゃるとおり債務負担行為を先に設定してしまっていると、それを超える予定価格は作れないというのは当然のこととして、我々のガイドラインでは、予定価格もそうなのですけれども、債務負担行為にまだ全然触れていない状態で、つまみ食い的に入れていくことは厳しいのですけれども、通知等においては、予定価格を後ろ倒すということは、当然、債務負担行為も適切にその時期に応じて作ってくださいといった意味であるということを知りたいと考えております。

また、宮川委員に最後におっしゃっていただいた管理者にとっての契約変更の部分なのですけれども、これに反しない限り幾らでも契約変更はできますといった考え方もある一方で、管理者等に不利となる契約変更は認められないという考え方もあって、こちらはいろいろな学説というか考え方が世の中に存在している状態です。

その中で、一番契約変更が認められづらい管理者に不利となる契約変更は認められないという考え方を取ったとしても、契約変更をして当該選定事業の実施を継続するほうが、新たに事業者選定を行うよりも有利と考えられる場合には、それは認められますという記載なのですけれども、おっしゃった有利というところに関しては、新たに事業者選定をする手間ですとか、再度別の業者に委託する費用といったものも含めて、総合的な観点から元の事業よりもコストが上がってしまう場合には、それは契約変更したとしても今の事業者に引き続き委託したほうが良いという考え方でございます。

○阿部補佐 PFI室の阿部でございます。財政負担削減効果以外のメリットの適切な評価という部分に関しましては、今、活用を想定しているフェーズとしては、PFI事業を実施するか、しないかといった、上流の部分での判断においてVFMのみが用いられてきていたという背景がありますので、これ以外の効果もしっかりと見極めていく必要があるという場面を想定しており、その一歩目と考えております。そのため、事業が進んでいく中で当該事業者の取組により、どういった効果があったかといったような、モニタリングや事後評価というところまでは、今はまだ踏み込めていない状況ではあります。

その中で、誰にとっての効果かという部分につきましては、発注者側にとってどういう効果がありそうかというところで整理していきたいと考えているところですが、この辺り、先ほども申し上げたとおり、まだしっかりとどの分析手法を用いることでどういう効果が出るのかといったところを比較検討できていないところがございます。全ての内容について網羅的に一つの指標で比較できるとは考えておりません、前回の事業推進部会で説明

したところと重複しますが、検討可能な指標から一步一步進めていくという中で、標準化可能なモデルを見つけていきたいと考えているところでございます。

○大塚参事官 難波委員からおっしゃっていただきました地域の産業育成・人材確保、これは長期契約であるからこそ官民連携しながらやってきている、もしくはつながっていくのではないかと趣旨の御発言だと思います。そうしたところもPPP/PFIの一つの大きなメリットですので、しっかりと書いていきたいと思ひますし、今後進めるに当たっても、PFIのメリットとして周知していく部分かと思ひます。先の費用減少以外の評価の中で、評価する事項につなげていけたらいいのではないかと考えているところでございます。

あと、宮川委員からおっしゃっていただきました自治体の現場だけではなくて、地元事業者の方も人材不足に陥っている。それに対しまして、広域で対応することでカバーしていくというのが今回記載している部分の趣旨ではないかとおっしゃっていただいたことにつきましては、そういった観点が大きくあります。

今後、手引きをつくるに当たって、自治体向けの視点が大きくなるかということもおっしゃっていただきました。この手引きをつくるに当たっては、現状、自治体の皆さんの先行事例を中心にヒアリングをこの2月・3月にしてきたところですが、今後、実際にそういった事例に事業者がどのように関わってきたのかといった点をしっかりヒアリングをして、もっと先行事例の深掘りをしていきたいと思ひます。また、その中で事業者から得られる視点をしっかり酌み取るため、発注側、担い手、それぞれの視点から、どういったところがポイントかということをしかりと伺いたいと考えてございます。

○原企画官 難波委員からあった自衛隊施設の考え方につきまして、今、防衛省さんから聞いているのは、事業形態はECIとその後の包括民間委託まで込みみで、ここまで行ったときに、この数字の中に計上していこうと考えているという、ECI単独ではないという話は聞いているところでございます。

○山口部会長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、挙手いただいた委員の方々からは全員御意見・御質問をいただいたところですが、私から幾つか発言させていただきたいと思ひます。

1点目が、全体の文章の構成の仕方ということで、削ったり追記したりとか、いろいろあるのですが、例えば資料1-3、見え消し版の6ページですと、ハイブリッドダムの取組がありまして、ハイブリッドダムについてはサウンディングがまず令和4年度にあって、令和5年度に3つのダムのケーススタディがあって、令和6年度には順次公募を実施するというので、作業の進捗状況に応じて書き方を見直しているという形になっているのです。

一方で、9ページのPPP/PFIの活用を推進する新たな分野の開拓ということで、火葬の話が出てきているのですが、自衛隊の話が全部消えてしまっているのです。自衛隊は先ほどの資料1-1にあるように、PPP/PFIの活用領域の拡大等ということで重点分野

にしているわけですから、それは残した上で、要は進捗を反映させた形で記載して、その上で、重点領域で実際に何件取り組むという形にさせていただかないと、多分、下水道とか上水道とかも、前のほうでウォーターPPPについて取組を進めますと書いた上で、重点領域で案件についてこれだけの目標を設定しますとしているので、これは残していただく必要があると思います。

それから、加筆している部分が、前のほうに来ているものと後のほうに来ているものがある、これがどういう意図なのかというので、そのまま読んでしまうと、9ページだと新たな分野の開拓で、まず、今回率先して取り組むのは火葬場の整備運営と読めてしまう。そうではないような気もするのですけれども、その辺り、すぐ前のところは、後のほうに追加で記載があって、別のところになると前のほうに記載があってと、結構記載の仕方がばらばらなところがあるので、その辺りは優先順位も含めて検討が必要なのかなと思っています。

2つ目が、見え消し版の7ページです。④でグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける地方公共団体の先進的な技術を有する企業とのマッチング支援とあるのですけれども、国土交通省のほうでやっていたいているマッチング支援はグリーンインフラに限らない話であって、例えば民間提案型官民連携モデリング事業ということで、要は社会課題の解決に資するような、いわゆるシーズを民間事業者がアピールして、一方で、社会課題の解決をしたいという自治体はニーズを持っている。そこのマッチングをしていきたいと思いますということをやっている。そういった多様なマッチングがありますので、そこも記載が必要なのではと思っています。

それから、見え消し版の8ページの最後の9番、利用料金が発生しないインフラ施設において、より指標連動方式が採用されるようにと書いているのですけれども、ほかのところは、こうこうこういうことを図るためとか、こうこうこういうことを解決するためとあるのですけれども、ここだけは単純により指標連動方式を採用するということだけが書かれていて、何のためにより指標連動方式を採用する必要があるのかというところで、民間事業者のインセンティブを發揮してもらって、いわゆるインフラ施設の品質向上であるとか、サービス水準の向上に資するためという目的は書いていただかないと、指標連動型を入れるというだけの話だと、記述としては不十分なのかなと思っています。

それから、資料1-1の5年件数目標と事業件数10年ターゲットの内訳のところ、公営水力発電のところ、これはいわゆる先ほどのハイブリッドダムに関連するもので、私は懇談会にも参加をさせていただきました。その中で、商用発電でいくのか、いわゆるDB+コンセッションという形でPFI方式を導入するのか、ある程度類型化類型は整理してきているので、公営企業局の経営の在り方検討というのは何を意味しているのか分かりません。ここで対象とする施設、契約形態といった場合に、施設は結局発電施設の新増設ですから、基本は発電施設を対象にしていると思うのですけれども、契約形態であれば、基本的に商用発電で、独立採算の形式もこのターゲットの案件に含めるのか、単純に独立

採算でない、いわゆる混合型のみをここに入れるのかというだけなのではという気がします。この経営の在り方検討というのは、どういうことを意味しているかよく分からないので、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

今の意見について回答をできるものがあれば、簡潔にお願いいたします。

○大塚参事官 御指摘いただきました文章の書き方につきましては、我々も精査が足りない部分があったと思いますので、この辺りはしっかりと整理整頓していきたいと思います。優先順位がまだついていない、順番がばらばらになっているようなところも確かに散見されると思いますし、その辺りは我々のほうでもう少し整理整頓させていただければと思います。

先ほど出た自衛隊施設も前のほうにしっかり残しておくべきではないか、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

公営水力発電の部分につきましては、記載した当時、今後の在り方として公共施設等運営事業に加えて民営化・民間譲渡も含むといったような状況で、どういったものが今後の公営水力発電の在り方として重要なのかまだ決まっていなかった段階であったというような経緯がございましたけれども、今、FIT制度の活用がまだ終わっていない中で、公営水力発電としてどういったものをカウントすべきか定まっていなくて担当省庁に聞いてございますので、その辺り、今後整理が必要なのかと思っております。

その辺りを踏まえて書き直すべきところは書き直す、必要なタイミングでそういったところをやっていきたくて考えてございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

池田委員、挙手いただいているのですが、何かコメントがあれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○池田専門委員 失礼いたしました。本日は委員の皆様在先んじてお話をいただいてしましまして、追加できることがございません。大丈夫でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ議事（１）、議事（２）の質疑はここまでさせていただければと思います。

そのほかに御意見・御質問等ございます方は、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

なお、議事（１）、議事（２）について、事務局から御説明いただいたとおり、今回の審議及び委員会の意見を踏まえて修正した後、PFI推進委員会にて審議をいただきます。今後の調整については、部会長の私に御一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員首肯）

○山口部会長 それでは、御一任いただきまして誠にありがとうございます。そのように

させていただきます。

それでは、本日の議事は以上といたします。本日は積極的に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○大塚参事官 本日は、委員の皆様、専門委員の皆様、誠にありがとうございました。

本日の議論、それから、いただきました御意見を踏まえまして、アクションプランの令和6年改定版の検討を進めてまいりたいと思います。

今後のスケジュールとしましては、今年度版のアクションプランは、PFI推進委員会、この部会の親会議に当たりますけれども、5月31日に開催予定で、そこでの審議を経て、さらにその後開催予定のPFI推進会議にて決定をされる予定で進んでいくことになります。

これまで委員・専門委員の皆様におかれまして、アクションプランの内容についていろいろと御指摘・御示唆を賜りまして、本当に参考になる内容をいただきました。我々としてしっかりと受け止めて反映させていきたいと思っております。誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。